

# 入札説明書

秋田県立増田高等学校

## 1 入札に付する事項

- (1) 購入物品名及び数量  
電子黒板 12台
- (2) 購入物品の使用等  
入札説明書及び仕様書による
- (3) 納入期限  
令和3年1月29日(金)
- (4) 納入場所  
秋田県立増田高等学校

## 2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 秋田県暴力団排除条例第6条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係が有る者に該当しないこと。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者(手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。
- (4) 秋田県物品の製造の請負、買入れ等に係る競争入札参加資格等に関する要綱(以下「入札参加資格要綱」)第6条に基づく物品供給業者等登録名簿に登録されていること。
- (5) (4)に該当する者で「平鹿・雄勝地域振興局管内」に事務所又は営業所を有していること。

## 3 入札参加資格申請書・納入物品明細書等の提出

- (1) 入札に参加しようとする者は、別に配布する入札参加資格確認申請書及び契約しようとする物品の明細等を明記した納入物品明細書等の書類を次により提出しなければならない。
  - ① 提出書類等
    - ア 入札参加資格確認申請書
    - イ 納入物品明細書(様式任意)
    - ウ 納入物品明細書に記載した機種のカタログ
  - ② 提出期間  
令和2年10月14日(水)から令和2年10月23日(金)まで。ただし、秋田県の休日を定める条例(平成元年秋田県条例第29条)第1条第1項に規定する県の休日を除く。
  - ③ 提出時間

午前9時から午後4時まで

④ 提出場所

秋田県立増田高等学校 事務室

- (2) 期限までに入札参加資格申請書及び納入物品明細書等を提出しない者は、入札に参加することはできない。

#### 4 入札保証金

- (1) 入札参加者は、入札前に契約希望金額（消費税及び地方消費税を含む）の100分の5以上の額の入札保証金を納付し、又これに代えて財務規則第160条第2項第1号から第6号までに定める担保を提供しなければならない。ただし、財務規則第162条の規定により次のアからウまでの一に該当する者で、令和2年10月23日（金）までに当該書面を秋田県立増田高等学校へ提出し、契約しないこととなるおそれがないと認められるときは、その者の入札保証金を納付させないことができる。

ア 保険会社との間に秋田県立増田高等学校長を被保険者とする入札保証保険契約証書

イ 過去2年の間に国又は地方公共団体と、種類及び規模をほぼ同じくする契約を2件以上締結し、履行したときは、当該契約書及び履行を確認できる書類（支払通知書等）の写し

ウ 2（4）の物品供給業者等登録名簿に登録されている者は、入札保証金免除申請書

#### 5 入札執行の日時・場所及び入札書等の提出等

(1) 提出方法

入札参加者は、開札予定日時に入札書を持参し提出するとともに、開札に立ち会わなければならない。

(2) 開札予定日時

令和2年10月29日（木）午前10時00分

(3) 開札場所

秋田県立増田高等学校 会議室

(4) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (5) 入札参加者が1者であった場合であっても、入札を執行するものとする。

#### 6 入札金額の書換え等の禁止

入札参加者は、当該入札金額の書換え又は撤回をすることができない。

## 7 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札参加資格がないことが確認された者のした入札
- (2) 納入物品明細書を提出しない者のした入札
- (3) 入札保証金を納付させる場合、入札保証金を納付しない者又はその金額に不足のある者のした入札
- (4) 開札日から落札決定の日までの間において、2に掲げる要件を満たさないこととなったことが確認された者のした入札
- (5) 同一の入札について2以上の入札をした者の入札
- (6) 同一の入札について2人以上の入札者の代理人となった者の入札
- (7) 談合その他不正の行為によって行われたと認められる入札
- (8) 入札書の記載事項が脱落し、若しくは不明瞭で判読できない入札又は首標金額を訂正した入札
- (9) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (10) 記名押印を欠く入札
- (11) 入札書を提出した者のうち開札に立ち会わなかった者のした入札
- (12) 上記に定めるもののほか、指示した条件に違反すると認められる入札

## 8 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 入札執行者は、落札者を決定したときは、その旨を落札者に通知する。
- (3) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上であるときは、くじの方法により落札者を決定する。
- (4) 開札をした場合において、入札金額のうち予定価格の範囲内の価格の入札がないときには、直ちに再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は2回までとする。
- (5) 再度の開札をした結果、落札者とすべき者がいない場合は、最低の価格が予定価格に近似値であり、かつ、改めて入札手続をすることが公共の利益を損なうおそれがあると認められるときは、随意契約をすることがある。

## 9 契約保証金

- (1) 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付し、又はこれに代えて財務規則第177条第2項第1号に定める担保を提供しなければならない。ただし、財務規則第178条の規定により、ア又はイに該当する者で、当該書面を提出し、契約しないこととなるおそれがないと認められるときは、その者の契約保証金を納付させないことができる。  
ア 保険会社との間に秋田県立増田高等学校長を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。  
  
イ 過去2年の間に国又は地方公共団体と、種類及び規模をほぼ同じくする契約を2件以上締結し、履行したときは、当該契約書及び履行を確認できる書

- 類（支払通知書等）の写し
- (2) 落札者の入札保証金は、落札者の申出により契約保証金に充当することができる。

## 10 契約書の提出

- (1) 落札者は、入札執行者の手続終了後、落札通知を受けた日の翌日から起算して5日以内に契約を締結しなければならない。この場合において、5日目が県の休日に当たるときは、県の休日の翌日をもってその期限の延長を願い出て承認を受けたときは、この限りでない。
- (2) 落札者が前項の期間内に契約を締結しなかった場合は、その落札効力を失う。

## 11 その他

- (1) 入札に関する説明会は、実施しない。設置場所等の確認は、問い合わせ先へ連絡し、日程調整すること。
- (2) 入札参加資格に関するヒアリングは実施しない。ただし、必要と認めた場合には説明を求めることがある。
- (3) 提出された入札参加資格確認申請書等は、返却しない。なお、入札参加確認申請書等を公表し、又は無断で使用することはしない。
- (4) 入札参加資格確認申請書等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。
- (5) 納入期限は、事情により変更することがある。
- (6) 入札参加者は、仕様書等を熟知し、入札にあたっての留意事項を遵守しなければならない。
- (7) この案件の仕様等について、質問がある場合は、令和2年10月19日（月）までに秋田県立増田高等学校長へ書面により行わなければならない。回答は、令和2年10月22日（木）までに秋田県立増田高等学校ホームページに掲載する。
- (8) 落札決定から契約締結までの間において、落札者が2に掲げる要件を満たさないこととなった場合は、契約担当者は、当該落札者と契約を締結しないことができる。
- (9) 本公告に定めのない事項については、地方自治法、地方自治法施行令、地方自治法施行規則の定めるところによる。

## 12 契約条項を示す場所等

- (1) 問い合わせ先  
秋田県立増田高等学校 事務室  
横手市増田町増田字一本柳137  
電話番号 0182-45-2073  
FAX番号 0182-45-2088
- (2) 入札説明書及び仕様書等の配布  
入札参加資格確認申請書、仕様書、契約書（案）、入札書等の様式については、本公告と同時に、秋田県立増田高等学校ホームページに掲載し、配布するものとする。